

総務 産業建設

議案第58号
松前町会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に
関する条例

要旨

臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化等を目的とした法律の施行に伴い、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するもの。

問 会計年度任用職員に移行すると、期末手当はどうなるのか。

答 現行の2・0月分から常勤職員と同じ2・6月分となる。

問 移行対象人数と町の負担額は。

答 フルタイム40人程度、パートタイム160人程度の見込み。支出総額は4000万円程度の増額を見込んでいる。

どうなる！働き方改革で正規・非正規に年収の差は

問 フルタイムで給料と変わった場合、なぜ正規職員とせず臨時にしておくのか。正規職員にしないのか。

答 正規職員の定数は条例で決まっている。会計年度任用職員は法律上は非常勤職員という扱いのため、定数にはカウントされない。移行することで増額する手当もあれば、出ない手当もある。臨時的に常勤職員の補助として働いていただく立場は変わらない。

問 働き方改革で、働く時間が短くなり年収が下がる。今回の条例では臨時職員の年収はどうなるのか。

答 フルタイム臨時職員がフルタイム会計年度任用職員に移行した場合、年収は上がる。フルタイムの臨時職員がパートタイム会計年度任用職員に移行した場合、年収は下がる。時

間給で7時間45分働いた人が、6時間や4時間勤務になると勤務時間が減るため、期末手当が出て、年収でみれば下がる。

(全会一致で可決)

議案第59号

松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

要旨

会計年度任用職員制度が新設されるため、所要の改正を行うもの。

問 非常勤職員に統括広報委員も含まれるのか。

答 統括広報委員も含まれる。

(全会一致で可決)

議案第60号

松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

要旨

一部の非常勤職員を新設される会計年度任用職員に移行、及び報酬改定を行うため、所要の改正を行うもの。

問 移行した具体的な内容はどのようなものか。

答 移行するにあたって、改めて法の趣旨に沿うよう職の再編成を行い、その基準を労務

性で判断することとした。

「社会教育指導員」を例に挙げると、係に配属され、上司の指示により仕事をしており、労務性が高いと判断し移行するものである。

臨時的任用職員の「行政支援員」は、専門性が高く、自身の知識・経験に基づいた指導・助言を行う職であることから、非常勤職員へ移行すると同時に職名を「防災防犯参与」に変更するものである。これは課に配属され、長年の経験や知識に基づき、専門的な指導や助言を行うなど、業務内容の変更はない。

問 松前町の臨時職員の勤務の限度は何年と設定されているのか。

答 1年ごとの3年を一つのスパンと考えている。ただし、福祉系の専門職、例えば保育士であれば3年ごとに延長していくこととしている。

問 報酬額の改定で「交通安全指導員」の報酬額が半額になっているのはなぜか。

答 交通安全指導員にイベント時の交通整理をしていたら、警備員的な内容であると判断し見直しを行った。

そのためイベント時の交通整理を除くので、報酬額が半額になった。今後は民間警備会社、シルバー人材センターなどに交通整理を依頼してもらうよう、各イベント担当課へ周知している。

(全会一致で可決)

